

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 1/2566 号

件名：投資委員会事務局に連絡するための電子窓口

国民に便宜を図りかつ負担を軽減するとともに、公務遂行を効率化するため、仏暦 2565 年（2022 年）電子公務執行法第 7 条および第 10 条の権限に基づき、投資委員長官は以下のように発布する。

第 1 項 電子的手段により投資委員会事務局に連絡するための電子窓口は、以下の電子窓口とする。

サービス	窓口	詳細
1. 投資奨励情報総合センター	ウェブサイト	www.boi.go.th
2. 一般業務に関する連絡および長官への連絡	E メール	saraban@boi.go.th
3. 布告に基づく奨励申請および様々な恩典使用申請	WEB アプリケーション	様々な e-Services、例として - E-INVESTMENT - EMT - RMTS - E-MONITORING など
4. その他の投資奨励に関する業務 例としてプログラムの改定、効率向上措置など。	WEB アプリケーション	E-SUBMISSION

第 2 項 第 1 項に基づくサービス提供は、事務局が定める基準および方法に従うこと。

第 3 項 第 1 項 に基づく申請の受理は、仏暦 2558 年（2015 年）許認可促進法（LICENSING FACILITATION ACT, B. E. 2558 (2015)）およびその他の事務局布告で定められている方法および基準を考慮に入れること。

第 4 項 第 1 項に基づく窓口を通じて申請書の提出または連絡をした者が投資委員会事務局に申請書または連絡を受けたかどうか問い合わせまたは確認を希望する場合、政府機関の営業時間内に、電話番号 0-2553-8111 まで問い合わせること。

第 5 項 第 1 項 に基づく窓口を通じて投資委員会事務局に申請書の提出もしくは連絡をした、または投資委員長官に連絡したことの証拠として、コンピューターや電子機器の画面から画像を保存することができる。

発布日：仏暦 2566 年（2023 年）1 月 9 日

ナリット・テートサティールサック

(ナリット・テートサティールサック)

投資委員長官